

学長の業務執行状況の評価結果について

令和4年3月14日
国立大学法人京都工芸繊維大学
学 長 選 考 会 議

国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考会議は、「国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考会議規則」第3条第4号の規定に基づき、学長の業務執行に関する状況について、下記のとおり評価を実施しました。

記

1. 実施方法

「国立大学法人京都工芸繊維大学における学長の業務執行状況についての評価の実施に関する要項（以下「要項」という。）」第3の規定に基づき、学長選考時の所信表明、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う本学の業務の実績に関する評価の結果、中期目標・中期計画及び概算要求の経過、監事による監査の結果、学長との面談の結果等を総合的に勘案し、監事の意見を聴取した上で評価を実施した。

2. 評価期間

要項第4の規定に基づき、学長の任期の初日（令和3年4月1日）から当該業務執行状況評価の実施時（令和4年3月11日）までを評価期間とした。

3. 評価結果

学長は、再任審査時の所信表明において、これまで培ってきた実績を軸に、より一層の産学連携・産学協働の教育プログラム改革の実現、コロナ禍後を見据えた大学教育パラダイムシフトとなる教育システムの構築等、具体的な目標を掲げている。

これらの目標の実現に向けて、令和3年7月に、京都が持つ知と技を活用して教育研究を展開するという「京都思考」を掲げた「大学の理念」に改定し、これを積極的に学外に発信している。

併せて、分野融合研究を推進するための組織「未来デザイン・工学機構」の整備、全学横断型のプロジェクトインキュベーター事業「KYOTO AGORA」の展開、京都7企業と京都7大学による京都クオリアフォーラムでの産学連携・産学協働活動など、目標の実現に向けた各種取組を推進している。

以上を踏まえ、評価期間における学長の業務は適切に執行されているものと評価した。

今後の在任期間において、より一層学内構成員とのコミュニケーションを積極的にとり、引き続き、大学全体が同じ方向を向いて動くようリーダーシップを発揮されることを期待する。